

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 63号	<p>〔工事請負契約の締結について〕</p> <p>三次市新庁舎建設工事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年三次市条例第277号）第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>